

議案第 5 号

我孫子市あらき園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

我孫子市あらき園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

生活介護を行う事業所が増加したこと等を踏まえ、あらき園の定員を 8 5 人か
ら 7 5 人に減少するため提案するものです。

我孫子市あらき園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市あらき園の設置及び管理に関する条例（平成15年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>（位置及び定員）</p> <p>第2条 あらき園の位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>我孫子市新木1,637番地</td><td>75人</td></tr></tbody></table>	位置	定員	我孫子市新木1,637番地	75人	<p>（位置及び定員）</p> <p>第2条 あらき園の位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>我孫子市新木1,637番地</td><td>85人</td></tr></tbody></table>	位置	定員	我孫子市新木1,637番地	85人
位置	定員								
我孫子市新木1,637番地	75人								
位置	定員								
我孫子市新木1,637番地	85人								

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。